

平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号

（届出事項）
保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の一部の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第一百二十七条第七号、第一百三十二条第二項、第二百四十四条第二項、第二百三十三条第二項及び第三百十一条の三第二項の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。

第一項 保険業法（以下「法」という。）第一百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令・財務省

令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合

二 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失つた場合

三 更生手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失つた場合

（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分等を除き、次の表のとおりとする。）

第二項 法第一百三十二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。

（法第一百三十二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

第三区分 保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分等を定める命令

非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況

第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況

二〇〇パーセント以上

二〇〇パーセント未満

ト未満

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分等を除く。以下の表のとおりとする。

○パーセント以上二〇〇パーセント未満

一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満

二〇〇パーセント以上

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分等を除く。以下の表のとおりとする。

○パーセント以上一〇〇パーセント未満

一〇〇パーセント以上

一〇〇パーセント未満

ト未満

九子会社等の業務の縮小

八本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止

七一部の営業所又は事務所における業務の縮小

六一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制

五役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制

四新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更

三契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制

○パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分等を示す比率	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令
○パーセント未満	法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	十二その他金融庁長官が必要と認める措置

（前項の表中「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、法第一百三十条の保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めた保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）

（第一項の表中「契約者配当」とは、法第一百四十条第一項に規定する契約者配当をいう。）

（第三条 保険会社が、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以下同じ。）が当該保険会社が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該保険会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合は、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。）

（前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項から第五項までにおいて同じ。）の合計額（貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語）様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券を（次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項から第五項までにおいて同じ。）の対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引による価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該配当の禁止又はその額の抑制））の評価差額を減殺することを客観的に認められる取引をいう。以下この項において同じ。）の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間分配することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される額を除く。次項から第五項までにおいて同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。）の金額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課）の

税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。」の適用により資産として計上される金額をいう。」に相当する額（第四項において「繰延税金資産相当額」という。）を除く。次項及び第七条第二項及び第三項において同じ。」が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項及び第四項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの当該評価した価額

四 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合は下回ると見込まれる場合に、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の十二の第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又はその採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するべき金額（次の各号に掲げる資産においては、当該各号に定める価額。次項において同人等をいう。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又はその採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上した額並びに未認識数理計算上の差異に相当するものの額及び未認識過去勤務費用に相当するものの額に係る繰延税金資産相当額に係るものに相当するものの額を除く。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）が貸借対照表又は当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回るときは、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの当該評価した価額

四 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において有価証券に相当するもの 算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの当該評価した価額

保険会社が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。

第四条 法第二百四条第二項の外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外國保険会社等をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項から第三項までに定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	保険金等の支払能力の充実の状況
第一区分	第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況 セント未満 ○百分比以上一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満 ト未満
第二区分	第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況 セント未満 ○百分比以上一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満 ト未満
第三区分	第三区分 保険金等の支払能力の充実の状況 セント未満 ○百分比以上一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満

中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「の貸借対照表」とあるのは「日本の貸借対照表」とあるのは「(日本における保険業の貸借対照表)と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は純利益」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剩余」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。)の合計額(連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異(財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。)の額及び未認識過去勤務費用(財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。)の額に係る繰延税金資産(税効果会計(連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。)の適用により資産として計上される金額をいう。)に相当する額(第四項において「繰延税金資産相当額」という。)を除く。次項並びに第七条第一項及び第三項において同じ。)とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。(免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

非対象区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	二〇〇パーセント以上	命令
第六条	法第二百七十二条の二十九第二項の保険持株会社（法第一条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に応じて、内閣府・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）	（繰延税金資産相当額）

定する総代理店をいう。

第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同一条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同一条第一項中「保険会社が」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第一項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同一条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同一条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「(貸借対照表)」とあるのは「(日本における保険業の貸借対照表)」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「(利益)」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「(当期純利益)と、「同じ」と連続貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額。次項において同じ。)の合計額(連続貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連続貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並

を示す比率を当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該保険持株会社について、当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

3 一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項及び第四項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの当該評価した価額

4 前条の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

5 第二項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額が当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回るときは、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 その採用する企業会計の基準において有価証券に相当するもの 算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの当該評価した価額

（財務大臣への通知）

第六条 法第三百十一条の三第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの（同項第一号に掲げる規定による届出に限る。）は、第一条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

附則 この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 （平成一二年一〇月一〇日総理府・大蔵省令第五九号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 （平成一三年三月三〇日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附則 （平成一四年三月一八日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 （平成一六年一一月二八日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則 （平成一八年三月一〇日内閣府・財務省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則 （平成一八年四月二六日内閣府・財務省令第六号）

（施行期日）

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附則 （平成一〇年九月一九日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二三年三月三一日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附則 （平成二六年二月二八日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則 （平成二八年三月一八日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附則 （平成二六年二月二八日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則 （平成二八年三月三一日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附則 （令和五年三月三一日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、令和五年四月一日から施行する。